

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

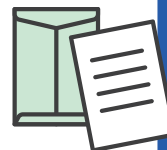
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

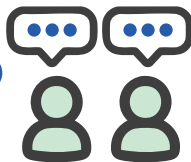


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 青森財務事務所 理財課(青森合同庁舎3階)
【受付日】月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 017-774-6488
【受付時間】8:30~12:00、13:00~16:30

青森県消費生活センター(相談窓口:県民福祉プラザ5階)
【受付時間】9:00~17:30(平日) 10:00~16:00(土、日、祝日) 017-722-3343
※年末年始(12月29日~1月3日)は休み

消費者信用生活協同組合

青森事務所 0120-102-143
【受付時間】9:00~17:00(月曜日~第2・4土曜日)※祝祭日を除く

弘前事務所 0120-102-354
【受付時間】9:00~17:00(月曜日~金曜日)※祝祭日を除く

八戸事務所 0120-102-084
【受付時間】9:00~17:00(月曜日~第2・4土曜日)※祝祭日を除く

消費者ホットライン 188
※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。

(公財)日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640
【受付時間】10:00~12:40、14:00~16:40(平日)
※12月28日~1月4日及び祝日等を除く

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
【受付時間】9:00~21:00(平日)、9:00~17:00(土曜日)
※祝日・年末年始を除く

青森県弁護士会 017-777-7285
【受付時間】9:00~17:00(平日)※土日祝日を除く

青森県司法書士会 017-776-8398
【受付時間】8:30~17:00(平日)※土日祝日を除く

事業者向け相談窓口

東北財務局 青森財務事務所 理財課(青森合同庁舎3階)
【受付日】月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 017-774-6488
【受付時間】8:30~12:00、13:00~16:30

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
【受付時間】9:00~21:00(平日)、9:00~17:00(土曜日)
※祝日・年末年始を除く

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル

※電話で受付、面談により相談。

※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。

【受付時間】10:00~12:00、13:00~16:00(月曜日~金曜日)
※祝日を除く

0570-001-240

青森県司法書士会

【受付時間】8:30~17:00(平日)※土日祝日を除く

017-776-8398

市区町村の相談窓口

青森市
平内町
今別町
蓬田村
外ヶ浜町

青森市民消費生活センター 017-722-2326
【受付時間】8:30~18:00(月曜日~金曜日)

弘前市
黒石市
平川市
西目屋村
藤崎町
大鰐町
田舎館村
板柳町

弘前市市民生活センター 0172-34-3179

八戸市
三戸町
五戸町
田子町
南部町
階上町
新郷村
おいらせ町

八戸市消費生活センター 0178-43-9216

五所川原市
つがる市
鰯ヶ沢町
深浦町
鶴田町
中泊町

五所川原市消費生活センター 0173-33-1626

十和田市
七戸町
六戸町

十和田市消費生活センター 0176-51-6757

三沢市
野辺地町
横浜町
東北町
六ヶ所村

三沢市消費生活センター 0176-53-5350

むつ市
大間町
東通村
風間浦村
佐井村

むつ市消費生活センター 0175-22-1353